

「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会規約 (案)

平成 22 年 月 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、世田谷区深沢 8 丁目 19 番 6 号の株フェリックス内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、「(仮称) 街づくりの仲間たち」という世田谷区の街づくりに関するネットワーク組織を設立するための準備活動を行うことを主目的とする。

(活動)

第 4 条 本会の活動は、以下とする。

- (1) 「(仮称) 街づくりの仲間たち」の活動を先取りして実験的に以下を行うこと
 - ① 街づくりに関する情報を収集・取得し、提供を受け、あるいは作成して広く発信すること
 - ② 区民を主体とした街づくり活動を主に情報受発信の側面で支援すること
 - ③ 「(仮称) 街づくりの仲間たち」の活動につながるような交流の場を企画すること
- (2) 「(仮称) 街づくりの仲間たち」の活動目的、活動内容、組織形態などを検討し、規約案を作成すること
- (3) その他「(仮称) 街づくりの仲間たち」の組織立ち上げのために必要と考えられる活動

(会員)

第 5 条 本会の会員は、以下とする。

1. 会員の種類

- (1) 活動会員：本会の目的に賛同し、目的達成のために主体的に活動する区民
- (2) 支援会員：本会の目的に賛同し、本会の活動を支援する者

2. 会員の登録

会員の登録は、申出による。

(役員)

第 6 条 本会の役員は、以下とする。

1. 役員構成と役割

- (1) 代表 1 名：平成 22 年度世田谷まちづくりファンド「はじめての一步」部門助成申請時の代表者を代表とし、対外的な窓口とする。
- (2) 運営委員 若干名：必要な場合、活動会員は、互選により運営委員を選任する。
- (3) 会計 1 名：会の会計を担当する。

2. 役員任期

役員任期は、本会が発展的に解消するときまでとする。

(その他)

第 7 条 その他この会の運営に必要な事項は、活動会員が協議して決める。